

強化プラスチック製二重殻タンク本体に設置される漏洩検知設備に係る業務規程

平成 23 年 1 月 19 日 危保規程第 1 号

改正 平成 30 年 4 月 3 日 危保規程第 3 号

最終改正 令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 30 号

第1 目的

この規程は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）第 13 条第 2 項第 3 号ロに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第 1 号ロに掲げる措置を講じたもの（以下「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の本体に設置される漏洩検知設備の安全性に関し、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が製造者等の申請に基づき、その材質、構造、製造方法、品質管理等に係る試験確認を行う場合に必要の手続き等を定め、もって当該タンクによる危険物の貯蔵又は取扱いの安全確保に寄与するとともに、その安全性に関する製造者等の許可申請事務及び消防機関の審査検査事務の効率化を図ることを自的とする。

第2 用語の意味

この規程で用いる用語の意味は、次による。

1 漏洩検知設備

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 24 条の 2 の 2 第 4 項に定める設備で、次の (1) 又は (2) に該当するものをいう。

- (1) 内殻の損傷等による検知層に漏れた危険物を検知するための検知管内に設けられたセンサー及び当該センサーが作動した場合に警報を発する装置により構成されたものをいう。
- (2) 内殻の損傷等による検知層に封入された検知液の液面レベルの変化を常時検知するための検知器本体、異常を検知した場合に警報を発する装置及び配管により構成されたものをいう。

2 型式

漏洩検知設備の検知方式によって分類される型をいう。

第3 業務の対象

この規程に基づく試験確認業務の対象は、強化プラスチック製二重殻タンク本体に設置される漏洩検知設備とする。

第4 試験確認の方法

この規程に基づく試験確認は、次の方法により行うものとする。

- 1 試験確認は、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成 7 年 3 月 28 日消防危第 28 号）に定める基準に適合するものであることを、試験確認基準に基づき行う。
- 2 理事長は、漏洩検知設備を製造しようとする者の申請に基づき、試験確認基準に照ら

して製造工場の製造工程、製造設備、品質管理体制等を確認するとともに、当該製造工場
で製造される漏洩検知設備の型式ごとに材質、構造等についての確認を行う。

- 3 理事長は、2の確認結果から試験確認基準に適合した漏洩検知設備が継続して製造
することができると思われる場合は、当該製造工場について、期間を定めて確認工場
に指定する。

- 4 試験確認の区分は次のとおりとする。

(1) 新規型式

漏洩検知設備の新規型式に係る試験確認は、次に示す場合とする。

なお、漏洩検知設備については、一の型式につき一の機種のみを試験確認の対象と
する。

ア 新たに漏洩検知設備の試験確認を受ける場合

イ 既に試験確認を受けている漏洩検知設備について、下表の同一型式欄に掲げる内
容以外の変更を行う場合

分類項目	同一型式
漏洩検知設備	検知方式が同一

(2) 重変更

漏洩検知設備の重変更は、下表に示すとおりとする。

なお、漏洩検知設備については、一の型式につき一の機種のみを試験確認の対象と
する。

分類項目	同一型式
漏洩検知設備	形状（寸法、材質を除く。）の変更

(3) 軽変更

漏洩検知設備の軽変更は、下表に示すとおりとする。

分類項目	同一型式
漏洩検知設備	寸法又は材質に係る変更

- 5 試験確認は、漏洩検知設備について、製造工場において同一型式ごとに抜取りを行い、
試験確認基準に基づく書類審査及び立ち会って行う試験（以下「立会い試験」という。）
により実施する。

ただし、軽変更の場合にあっては立会い試験は行わない。

第5 試験確認業務に関する手続き等

試験確認業務に関する手続き等は次により行うものとする。

なお、申請等に係る書類は正副2部提出すること。

1 新規型式等の試験確認の申請

漏洩検知設備に係る新規型式の試験確認を受けようとする者は、第4、4、(1)、ア
に係るものについては様式第2-1の申請書により、第4、4、(1)、イに係るもの

については様式第2-2の申請書により、それぞれ次の(1)に掲げる書類を添えて理事長に申請する。

(1) 試験確認申請書には次に示す書類（以下「添付書類」という。）を添付すること。

ア 設計図

イ 漏洩検知設備の仕様・構造説明書（様式第4）

ウ 自主試験成績書

エ 品質管理の概要

(2) 理事長は、申請書類が適正であることを確認した後、その申請を受理する。

2 試験確認結果の通知

当該申請に基づき、理事長が第4、2に定める試験確認を行った結果については、申請者に対し様式第6の通知書により通知する。

ただし、試験確認の全部又は一部が実施できなかった場合は、その旨を様式第7の通知書により通知する。

3 再申請

(1) 第4、2の試験確認を実施した結果、不適合となり、理事長からその旨の通知を受けた者が当該試験確認を改めて受けようとする場合は、不適合の原因及び改善措置について説明した資料を添付し、1に準じて再申請を行うことができるものとする。

(2) 2のただし書きの通知を受けた場合は、1に準じて再申請を行うことができるものとする。

4 重変更の試験確認

(1) 重変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第8の申請書に、1の規定に準じて重変更に係る添付書類を添えて理事長に申請する。

(2) 試験確認結果の通知及び再申請については、2及び3に準じるものとする。

5 軽変更の試験確認

(1) 軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第9の申請書に、1の規定に準じて軽変更に係る添付書類を添えて理事長に申請する。

(2) 試験確認結果の通知及び再申請については、2及び3に準じるものとする。

6 試験確認済証

2（4又は5で準用する場合を含む。）の規定により、試験確認基準に適合した旨の通知を受けた者は、適合したものと同一型式の漏洩検知設備に、別記2の試験確認済証を貼付することができるものとする。

(1) 試験確認済証の交付を受けようとする者は、様式第10の申請書により理事長に申請する。

(2) 理事長は、当該申請に係る漏洩検知設備が、試験確認を行ったものと同一型式であると認めるときは、別記2の試験確認済証を交付する。

なお、理事長は、同一型式の漏洩検知設備であるかどうかを確認するための調査を行うことができるものとする。

(3) 試験確認済証の交付を受けた者は、試験確認済証を適正に管理するとともに、受領年月日、出荷先、出荷年月日、残枚数等を記録しておくものとする。

7 試験確認の証明書の発行

試験確認に係る試験確認証明書の発行については、理事長が別に定めるものとする。

8 定期調査

- (1) 試験確認を受けた者は、1年に1回、理事長が行う定期調査を受けなければならないものとする。

ただし、1年間に漏洩検知設備の製造を行わなかった場合は、定期調査を受ける時期を1年間まで延長することができるものとする。

なお、延長期間中に製造を再開する場合は、直ちに定期調査を受けなければならないものとする。

- (2) 定期調査を受けようとする者は、様式第12の申請書により理事長に申請する。
- (3) 定期調査の延長を希望する者は、あらかじめ様式第13の届出書により、理事長に届け出るものとする。
- (4) 理事長は、漏洩検知設備が試験確認基準に適合することを確認するとともに、品質管理、試験確認済証の管理の状況等について調査を行うものとする。
- (5) 理事長は、定期調査を行ったときは、様式第14の通知書により、その結果を申請者に通知する。

ただし、定期調査の全部又は一部が実施できなかつた場合は、その旨を様式第7の通知書により通知する。

9 再定期調査申請

- (1) 8の定期調査を実施した結果、不適合となり、理事長からその旨の通知を受けた者が当該定期調査を改めて受けようとする場合は、不適合の原因及び改善措置について説明した資料を添付し、8に準じて再定期調査申請を行うことができるものとする。
- (2) 8、(5)ただし書きの通知を受けた場合は、8に準じて再定期調査申請を行うことができるものとする。

第6 事故等の報告

- 1 試験確認を受けた者は、試験確認を受けた漏洩検知設備に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した漏洩検知設備について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- 2 試験確認を受けた者は、第5、6の試験確認済証及び第5、7の試験確認証明書を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第7 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第8 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認められた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第9 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第8に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第8に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他、理事長が試験確認を行うことが不相当であると認める場合

2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該試験確認を申請する場合に、試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- (2) その他、理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第10 手数料等

- 1 手数料の額は、次の(1)から(7)に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

- (1) 第4、4、(1)に定める試験確認

対象	1型式についての手数料
漏洩検知設備	135,000円

- (2) 第4、4、(2)に定める重変更の試験確認

対象	1型式についての手数料
漏洩検知設備	97,000円

- (3) 第4、4、(3)に定める軽変更の試験確認

対象	1型式についての手数料
漏洩検知設備	19,400円

- (4) 第5、3に定める再申請
 (1)から(3)に定める手数料に準じた金額
- (5) 第5、6に定める試験確認済証の交付

対象	1枚についての手数料
漏洩検知設備	870円

- (6) 第5、8に定める定期調査

対象	1型式についての手数料
漏洩検知設備	94,500円

- (7) 再定期調査

第5、9に定める再定期調査は、(6)に定める手数料に準じた金額

2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

- (2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、理事長が別に定める。

- (3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第11 その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第12 雑則

- 1 申請書類の返還

理事長は、試験確認申請、重変更申請、軽変更申請又は定期調査申請の際に提出された書類のうち、副本1部を試験確認又は定期調査終了後に申請者に返還する。

- 2 試験確認及び定期調査の立会い

- (1) 試験場所

あらかじめ試験確認申請書又は定期調査申請書によって申請された場所とする。

(2) 測定機器類

試験確認及び定期調査の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担で準備する。

3 その他

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (抄)

1 この規程は平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の際、「強化プラスチック製二重殻タンクの試験確認に係る業務規程」(平成 8 年 10 月 18 日危保規程第 5 号。以下「旧規程」という。)に基づき試験確認を受けている強化プラスチック製二重殻タンク本体等を製造する工場は、この規程に基づき確認工場に指定されているものとみなす。

この場合における確認工場指定期間は、施行日から旧規程に基づき指定された有効年月日までの期間とする。

3 理事長は、2 の規定の適用に際して、旧規程に基づき試験確認を受けていた者に別記様式第 1 により確認工場番号及び確認工場指定期間を通知するものとする。

4 この規程の施行の際、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の試験確認に係る業務規程」(全部改正平成 22 年 9 月 8 日危保規程第 9 号)に基づき漏洩検知設備の試験確認を受けている者が、平成 23 年 4 月 30 日までの間に理事長に別記様式第 2 により旧規程第 8、5 の規定の適用を受けるための申請を行い、理事長が承認した場合には、この規程に基づき試験確認を受けた漏洩検知設備とみなす。

この場合における確認工場指定期間は、承認の日から 1 年間とする。

5 理事長は、4 の申請を承認した場合は、別記様式 3 の通知書により申請者に通知するものとする。

6 この規程の施行の際、旧規程に基づき試験確認を受けている強化プラスチック製二重殻タンク本体の型式及び機種並びに漏洩検知設備の型式は、確認工場指定期間内において有効なものとみなす。

附 則 (平成 30 年 4 月 3 日危保規程第 3 号)

1 この業務規程は、平成 30 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 11 月 14 日危保規程第 30 号)

1 この業務規程は、令和 6 年 11 月 14 日から施行する。